

# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

## 1. 背景

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の提供する加入電話等に係る料金について、平成12年10月1日以降プライスカップ(上限価格方式)※が導入されている。上限価格を示す基準料金指数の設定に当たって必要となる生産性向上見込率(X値)については、3年ごとに見直しが行われることとなっている。

総務省において、次期(平成21年10月1日から3年間)に適用されるX値を算定する際に留意すべき事項を検討、整理することを目的として、平成21年1月から、「プライスカップの運用に関する研究会」が開催され、当該研究会報告書(同年4月公表)において、引き続き、X値を消費者物価指数変動率と連動させることが適当との考え方が示されたところ。

これは、NTT東西の特定電気通信役務に係る収入・費用予測を踏まえたX値の試算の結果、消費者物価指数変動率を上回るX値も下回るX値も設定され得る試算結果が得られたところ、電気通信市場においてPSTNからIP網への移行により、ネットワーク及びサービスが動的に変化していくことが見込まれる現状にかんがみ、X値を一意に定めることが困難なことから、競争ルールの中立性及び利用者利益の保護との政策的観点も踏まえ、消費者物価指数変動率と連動させることと整理されたもの。

本件は、以上を踏まえて、本年10月から明年9月末までの間適用される基準料金指数を設定することについて、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものである。

※ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入(平成12年10月適用開始)。

## 2. 本年10月から明年9月末までの間適用される基準料金指数について

### (1) 音声伝送バスケットについて

引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の上限を維持することとする。

### (2) 加入者回線サブバスケットについて

NTT東西の施設設置負担金に係る収支について、圧縮記帳前のデータが存在しないことから具体的なX値の設定を行うべき合理的な根拠を見出すことは困難であり、引き続きX値を消費者物価指数変動率と連動させることとし、前期の上限を維持することとする。

区分(バスケット)	H20. 10～H21. 9	H21. 10～H22. 9
音声伝送バスケット	92.7	92.7
加入者回線サブバスケット	100	100